

# 令和5年度 広報しばた 10月16日号

人権・同和問題を考えよう

## 育てよう一人ひとりの人権意識

問 人権啓発課 (☎28-9630)  
学校教育課 (☎22-9532)



### 気づくことから始めよう!心のバリアフリー

国や各自治体、企業などは、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、エレベーター、点字ブロック、案内表示の設置など設備面でのバリアフリー化を進めています。しかし、残念ながらそれらの対策だけでは十分な支援につながっているとはいえません。一人ひとりがそれらを必要とする人たちへの配慮や思いやりの心を持ち、心のバリアをなくすこと(心のバリアフリー)が大切です。

#### いろいろな人がいることに気づくことがバリアフリーの第一歩

障がいのある人や高齢者、乳幼児を連れた人、外国人などは、日常生活や外出などに不便や不安を感じていることが多く、平等な社会参加の機会が得られず、結果的に差別につながることがあります。

周囲に目を向け、困りごとを抱えている人がいないか意識してみたり、駅やスーパーなどで困っている人を見かけたら声をかけたりするなど、私たち一人ひとりがほんの少し意識と勇気を持つことで、全ての人が安心して暮らせる社会に近づくことができます。



# 広報しばた 11月15日号

人権・同和問題を考えよう

## 育てよう一人ひとりの人権意識

問 人権啓発課 (☎28-9630)  
学校教育課 (☎22-9532)



### 性の形はグラデーション

「エルジービィティ性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(いわゆるLGBT理解増進法)が2023年6月23日に施行されました。この法律は、LGBTなどの性的マイノリティの人たちへの理解を広めることを目的とし、「性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別があってはならない」という基本理念を定めています。

#### LGBTとは、性的マイノリティ(性的少数者)の総称や多様な性を表す言葉です

- L…レズビアン(女性を好きになる女性)
- G…ゲイ(男性を好きになる男性)
- B…バイセクシュアル(男女どちらも好きになる人)
- T…トランスジェンダー(生まれ持った体の性とところの性があっていないと思う人など)

※この他にもクエスチョニング(性的指向や性自認が決められない、分からない、決めたくない人)や、アセクシュアル(どのジェンダーにも恋愛感情や性的な興味を持たない)など多様な性があり、エルジービィティLGBTQ+やLGBTsと表すこともあります

性や愛にはさまざまなかたちがあることを知って、一人ひとりが自分らしく生き、みんなが認めあえる社会をつくっていきましょう。



# 広報しばた 12月15日号

人権・同和問題を考えよう

## 育てよう一人ひとりの人権意識

問 人権啓発課 (☎28-9630)  
学校教育課 (☎22-9532)



### なくそう。インターネット上の誹謗中傷

SNSは、誰もが気軽に自分の意見や思いを投稿することができますが、その内容によっては人を傷つけてしまうことがあります。個人の悪口を書き込んだり、メッセージを送ったりするなど、インターネット上の誹謗中傷が深刻な社会問題となっています。

2016年に施行された「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のほか、「パワハラ防止法」の施行など、近年、人権に関する法制度の整備が行われ、日本における人権基準が高まってきています。また、2022年にはインターネット上の誹謗中傷など悪質な書き込みに対処するため、侮辱罪が厳罰化されました。さらには、「プロバイダ責任制限法」が改正され、SNSなどで誹謗中傷した者の情報開示の手続きが簡易・迅速化されるなど、法律上の対策も強化されています。

匿名だからといって何を言ってもいいわけではありません。一人ひとりが人権意識をアップデートし、ルールやモラルを意識した正しいインターネットの利用を心がけましょう。



#### 加害者とならないための注意点 ～誹謗中傷するとどうなる？～

SNSで根拠のない悪口を投稿すると、名誉毀損罪や侮辱罪などに問われたり、高額な慰謝料を請求されたりすることがあります。また、みずからそのような投稿をしなくても、再投稿などで拡散した場合も同じです。技術的に投稿の発信者は特定できると肝に銘じておきましょう。

# 広報しばた 1月19日号

人権・同和問題を考えよう

## 育てよう一人ひとりの人権意識

問 人権啓発課 (☎28-9630)  
学校教育課 (☎22-9532)

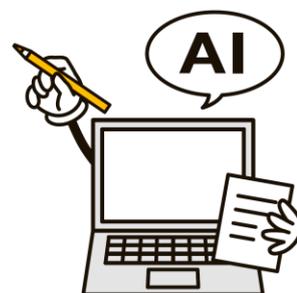


### AI(人工知能)と人権について

近年、ChatGPTをはじめとする生成AI技術の進歩はめざましく、その普及は、私たちの生活やビジネスに大きな影響をもたらしています。

生成AIは、データを基に文章や画像、音楽などを独自に生成するなど幅広い分野で活用が広がっており、業務の効率化や新たな発想の創出などさまざまな利点をもたらす便利な技術として注目されています。

一方で、生成AIのシステムが正しく設計・運用されないと、差別や不公平が増幅されるといった問題も懸念されており、使い方間違えると犯罪や人権侵害につながるおそれがあります。便利な技術を正しく、より良く利用するために、作る人はもちろん、使う人の倫理感や正しい情報を見極める力が必要です。



#### AIをより良く利用するためのポイント

- ▼情報をうのみにせず、しんぴよう信憑性を確認する
- ▼公平性と平等性をもって利用する
- ▼正しい知識や正確な情報を把握する能力を身につける



# 広報しばた 2月15日号

人権・同和問題を考えよう

## 育てよう一人ひとりの人権意識

問 人権啓発課 (☎28-9630)  
学校教育課 (☎22-9532)



### 部落差別解消推進法を学ぶ

市では、教職員などを対象とした人権教育、同和教育に関するさまざまな研修が行われています。その一つが新発田市同和教育研究協議会主催の研究集会で、今年度は、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」をテーマに実施されました。その内容をご紹介します。

#### 【第一部・実践紹介】

同法律を教材として小・中学校で実践した内容が紹介されました。

▼小学校…実際の同法律には罰則の規定はありませんが、児童は罰則が必要か不要かについて考えました。学びを深めた児童からは、「人々の心が変わらなければ『部落差別のない社会』にはならない」「一人ひとりが自分の差別意識に向き合う必要がある」との意見が聞かれました

▼中学校…下記の条文をふだん使う言葉に置き換えることで同法律について考えました。生徒が考えた条文は次のとおりです。「今もまだ部落差別があります。SNSなどが発達して、部落差別がこれまでとは違った形で広がっているのです。基本的人権は誰にでも必ず保障されます。憲法の考え方から、部落差別は決して許してはいけません」

#### 部落差別の解消の推進に関する法律 第一条

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、(中略)部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

#### 【第二部・講演】

敬和学園大学元教員の藤野 豊さんによる講演「『部落差別解消推進法』がなぜつくられたのか」が行われました。藤野さんからは、この法律が公布・施行された背景としてインターネットの普及による部落差別の拡大や悪質化があること、現代の差別に向き合った人権教育・啓発の必要性などについて説明がありました。

同法律については、中学校の社会科教科書にも記載されていますが、残念ながら社会にじゅうぶん浸透していないのが現状です。差別のない社会を目指して、皆さんも子どもたちとともに学びを深めていきましょう。



# 広報しばた 3月15日号

人権・同和問題を考えよう

## 育てよう一人ひとりの人権意識

問 人権啓発課 (☎28-9630)  
学校教育課 (☎22-9532)



### 誰の問題？

最近、ニュースなどで「人権」という言葉をよく耳にしませんか。

「人権」は、人が生まれながらに持つ権利ということは、皆さんもよく知っていることと思います。

しかし、近年のインターネットの普及に伴い、「人権」に関する誹謗中傷や差別、ハラスメント、外国籍、性的マイノリティ、インターネット上の個人情報の流出など多くの問題が毎日話題となっています。

1月1日に発生した能登半島地震では、多くの人が犠牲となり、子どもから高齢者、障がいのある人、外国籍の人などさまざまな人たちが避難生活を余儀なくされています。その中でも残念なことに、インターネット上では、偽の情報や避難者・ボランティアスタッフに対する誹謗中傷など、心ない書き込みが現実問題として起こっています。

こうした人権問題は、一部の「遠いどこか」ではなく、私たちの「すぐそば」で、今起こっている問題です。私たち一人ひとりが、自分ごととして関心を持ち、間違った情報をうのみにせず、正しい情報を選択することが大切です。

今、国際社会の中で、「人権」は、無視できない問題です。そのため、「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」のいわゆる人権三法や、昨年制定された「LGBT理解増進法」など、急ピッチで法整備も進められています。

市では、さまざまな機会をとらえ、人権問題について考える講座や講演会、啓発、人権教育を行っています。

「誰か」の問題ではなく「自分ごと」として、人権問題について関心を持ち、心を寄せ、行動する人が増えることで、お互いを尊重し合う住みよい社会の実現につながります。

